

重 要 事 項 説 明 書

令和 8 年 7 月 1 日より適用

1. 事業所の概要

事業所名 グループホーム長寿苑
所 在 地 広島県東広島市西条町馬木 1660 番地 2
連 絡 先 (082) 425-2000 (代表)
介護保険事業者番号 3472500614

2. 事業の目的

社会福祉法人しらゆり会が開設するグループホーム長寿苑（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以「事業」という。）は、要介護者又は要支援 2 の者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

- (1) 事業所の介護従業者は、事業の提供にあたっては、介護保険法で規定する共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- (2) 事業の提供においては、介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないように、配慮しなければならない。
- (3) 事業の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族等に対してサービスの提供法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (4) 事業所においては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (5) 事業所は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (6) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所の職員体制

職 種	人 員	摘 要
管理者	1 名	常勤（他事業所と兼務）
介護職員	16 名	常勤 11 名・常勤兼務 2 名 非常勤 3 名
看護職員	4 名	非常勤 専従 4 名
計画作成担当者	2 名	介護従業者と兼務

5. 事業の利用定員

事業の利用定員は 2 階部分 9 人、3 階部分 9 人の合計 18 人とする。

6. 事業の内容

事業所での主な事業内容は以下の通りである。

- (1) 入浴・排泄・食事等の身体的介護
家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上の介護を行います。
- (2) 日常生活上の間接的介護
自立した日常生活を営むことができるよう介護を行います。
- (3) 心身の状態に応じた機能訓練援助
介護計画に基づき利用者の心身の状況等に応じて、漫然かつ画一的なものとならないように日常生活を営むに必要な機能回復、又は、減退を防止するための援助を行います。
- (4) 社会生活上の便宜の提供
必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設内の日常生活が活気あるものとなるように、随時レクリエーションや行事・外出支援などを行います。
- (5) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その利用者又はその家族が困難である場合は、その同意を得て代行が可能です。
- (6) 入苑者とその家族との交流等機会の確保を行います。

7. 介護する上での留意事項

- (1) 介護を提供するうえで事業所においては、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行わなければならない。
- (2) 事業所においては、当該利用者に対して利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による、介護を受けさせてはならないものとする。
- (3) 利用者の食事やその他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。

8. 利用者利用料その他費用及び利用者負担

- (1) 事業所を利用した場合の利用料の額においては、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) 事業所においては、前項の支払いを受ける額のほか、**日常生活費(個人実費負担分)**の支払いを利用者から受け取ることができる。
- (3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。
- (4) 利用料の支払いにおいては、現金又は口座振替等により指定した期日までに受領する事ができるものとする。

(利用料の詳細は、グループホーム利用者料金表及び日常生活費(個人実費負担分)同意書参照)

9. 入居に当たっての留意事項

- (1) 利用者の看護・介護に従事させていただく職員は、日々の業務の中で転倒・転落などの事故防止のために、できる限りの注意を行い業務に当たっております。しかし、利用者の方自らがどんなに注意しても、職員や家族の方々が万全を期したとしても、事故を完全に防止できるとは限りません。可能な限り利用者の状態を把握し、家族と理解・協力し合った上でサービスを提供いたしております。
- (2) 利用中は職員一同万全を期しておりますが、利用者自らが転倒・転落等された場合の事故は、ご理解いただくようお願いいたします。また、家庭内において発生する事故は、施設内においても発生する可能性がある事も合わせてご理解下さい。
- (3) 利用者においては、入居に際して別紙 1 に掲げるところの定めにより、入居するものとする。

10. 非常災害対策

事業所においては、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上通報・避難・救出訓練を行い、当該利用者の安全確保に努めます。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練等を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 感染症対策

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。
- (2) 委員会を概ね6か月に一回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練等を定期的実施する。

13. 緊急時等の対応

事業所においては、事業の提供を行っている際に利用者の身体に急変及びその他必要な場合は、速やかに利用者の主治医、利用者家族又は身元引受人等に連絡し適切な処置を行うものとするが、万が一主治医に連絡が取れない場合は、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

14. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事業所においては、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする
 - ① 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告された上で、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修等の定期的な実施。
- (2) 事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族又は保険者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 利用者に対する事業の提供により、事業所の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとし、損害賠償を行なえるよう損害賠償責任保険に加入するものとする。

15. ハラスメント等の防止

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとする。

16. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する食器やその他の設備、又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適正に行うものとする。
- (2) 事業所においては、感染症の発生又は蔓延を防ぐための必要な措置を講ずるものとする。

17. 身体拘束廃止への取り組み内容

- (1) 事業提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(2) 事業所は、身体拘束廃止への取り組みとして次の措置を講ずるものとする。

- ① 身体拘束廃止委員会を設置するとともに、3月に1回以上開催することにより、身体拘束廃止への取り組みについて検討、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族への説明を行い「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる利用者の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ③ 従業者に身体拘束廃止への取り組みの為の定期的な研修の実施。
- ④ 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

18. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

(1) 事業所においては、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 事業所は、虐待防止のための指針を定め、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施
- ③ 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 事業所においては、事業を提供するに当たり、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等の現に高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

19. 成年後見制度等の活用支援

利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じて成年後見制度等の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度等を活用できるように支援を行うものとする。

20. 協力病院等

入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院や協力歯科医院などの医療機関を定めておくものとする。

(協力医療機関)

医療機関名称	木阪クリニック	医療機関名称	となりのクリニック
所在地	東広島市西条本町 12-2	所在地	東広島市西条町馬木 458 番地
電話番号	082-422-2502	電話番号	082-437-3015
入院設備	ナ シ	入院設備	ナ シ
医療機関名称	木 阪 病 院	医療機関名称	西条心療クリニック
所在地	東広島市西条町土与丸 1235	所在地	東広島市西条西本町 28-30
電話番号	082-421-0800	電話番号	082-421-1480
入院設備	ア リ	入院設備	ナ シ
医療機関名称	歌野原歯科	医療機関名称	
所在地	東広島市西条御条町 3-19	所在地	
電話番号	082-422-3744	電話番号	
入院設備	ナ シ	入院設備	

21. 重要事項の揭示

事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する、重要事項を書面揭示に加え、法人のホームページ等又は、情報公表システムに掲載・公表するものとする。

22. 秘密保持

- (1) 本事業所の従業員においては、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。
- (2) 従業員であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じなければならない。

23. 入居記録の記載

事業所においては利用者が入居した場合には、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、その介護の内容や当該事業所に置けるその他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

24. 事業所からの契約解除について

- (1) 契約書に記載している事項に該当する場合には、事業所から契約を解除させていただきますが、利用者又は家族等の言動が正当な理由もなく、利用者自身又は他の利用者、あるいは職員の心身や生命等に危害を及ぼす恐れや、他の利用者へのサービス提供に著しく悪影響を及ぼす場合も該当いたします。また、利用者が7日間以上の入院等をされた場合には、介護保険の制度上では一旦退所となりますが、入院等が比較的短期間である場合や、概ね3カ月以内に退院される場合には、退院後の受け入れ先の紹介など、個々の状況に応じてご相談に応じます。
- (2) 事業所は、利用者・その家族から退居の相談があった場合は、今受けている介護が途切れないように配慮し、管理者・計画作成担当者・介護支援専門員などが責任を持って、支援します。

25. 苦情申し立ての方法

- (1) 事業所は、提供した事業に関する利用者及びその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族等に対する説明、記録の整備等の必要な措置を講じるものとする。ただし事業所として申立人からの苦情等の内容によっては、社会通念上において考えられる以上の内容を求められる場合には、対応可能な事業所に変更させて頂く場合もあります。

※例えば介護サービスよりも医療的治療を優先させたい等、専門的なリハビリを受けたい等が該当します。

- ① 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。

※苦情受付窓口 管理者 梶原 竜太 TEL(082)425-2000

スタッフ主任 大歳 隆弘 FAX(082)425-2001

※受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

上記以外でも24時間連絡が取れる体制です。

- ② 行政機関その他苦情の受付機関

※東広島市役所 介護保険課 TEL(082)420-0937

※広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 TEL(082)554-0783

※西部東厚生環境事務所 厚生推進課 TEL(082)422-6911

※受付時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

- (2) 事業所は、その提供した事業に関して、保険者が行う文書の提出・提示、もしくは保険者の職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。又保険者より指導または助言を受けた場合には、それに従い必要な改善等を行うものとする。
- (3) 事業所は、その提供した事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う調査に協力すると共に、国保連からの指導または助言を受けた場合には、それに従い必要な改善等を行うものとする。

26. 地域との連携

施設の運営に当たっては、地域住民またはその他の住民活動等との連携や協力に、努めるものとする。

27. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、利用者に適切な事業提供できるように、従業員の勤務体制を別に定めるものとする。
- (2) 事業所は、事業所の従業員により事業を提供するものとするが、利用者の処遇上に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- (3) 事業所は、従業員の資質向上のため随時必要な研修の機会を確保するものとするとともに、利用者に対し直接介護に携わる従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。
- (4) 従業員等はその業務中においては、その身分を証明する証票を常に携行し、利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示しなければならない。
- (5) 事業所はこの事業を行うに当たって、個別の入居記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録簿や帳簿を備え付けて置かなければならない。
- (6) 事業所は、年に一度事業所に係る情報を市町村に文書で公開します。掲示板にて情報提供の項目を掲示しています。
- (7) 事業所は、職場内において職員により年一回自己評価会議を開催する事とします。又、第三者によるサービス評価を年一回受けます。それぞれその結果については、重要事項を説明する際に提示し一緒に説明いたします。添付をご希望の場合は添付致します。

《 重 要 事 項 説 明 確 認 欄 》

年 月 日

説 明 者

事業提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行ないました。

事業 者

事業者名 社会福祉法人 しらゆり会

所 在 地 広島県東広島市西条町馬木 1566 番地

説 明 者 _____

契 約 者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、事業提供に同意しました。

契 約 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 者 (代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____

(続柄: _____)